

# 快著・名著・良書

淺香生

## はしがき

頃日私は矢繼早やに、三著の御寄贈を受けた。著者も著

作も、何れもが路政界に深い縁由があるので、茲に其の頂戴した日の順序に従つて御披露申上げる。

夫れは田邊良忠氏の「鬪の回顧」と云ふ、名前からして何か曰くのありそうなのと、田中好氏と和田篤憲氏とが、多年に亘つて頗る興味を以て研究して居られた「東海道」と、

「地方鐵道企業及運營指針」とである。

一讀した結果が、此の三書を忌憚なく評すると、標題の如き順序の結論を得た。そしてかかる貴重な著書は、是れ

は下ウシても、満天下の皆さんに読んで戴くべきものであるとの熱烈な感に打たれたので、秀筆を弄する氣になつたのである。

今や舉國總動員。在朝在野を問はず、全國民が眞剣に、突き詰めた氣持ちで、各目の職務に邁進しつゝあるの秋、私は此の精魂を打込んだ三種の玉篇を推奨することの徒爾ならんことを期待するものである。

田邊良忠氏著 「鬪の回顧」

一世を震騒した、横濱の縣市疑獄事件は、昭和聖代に於ける最も血醒ぐさいものであつたことは、世人の腦裡に烙印されて居る。著者田邊氏は、此の事件に所謂大物として

連坐し、三年三月の間奮戦力闘せられたのであつた。然るに今現に内務技師として、土木局に在勤し多年の経験者として、權威ある斯道の大家として、主に軌道・鐵道・自動車事業等の指導監督に任せられて居るのである。

本書は此の間に於ける同氏の聖戰記であり、事件の眞相史である。私は實の所此の書を読むのに三日もかゝつたのである。夫れは初めは氣の毒であると云ふ氣持ちが充満して、同じ處を何度も繰返した爲であり、進むにつれて、何かしら強い忿怒の情に堪えないと爲、之亦再讀したりした

爲である。そして又時には涙が出て仕方がなかつたり、戰慄を覚えたり、義憤を感じたり、快哉を叫んだ所もあると云ふ風に、入り替り、立ち代りての感情で、眞當に思ふ様に読み續けられなかつたのである。

左様に本書は、本事件を心行く迄に解剖し、徹底的に究明して居る。群がる敵の大軍を踏潰して、歴史的な勝利を得た挺身部隊長其の儘の姿である田邊氏に依つて、本事件は今正に白日下に晒らされたのである。と同時に叙述がま

た例へ様のない麗致を極めて居る。眞實、忍從から、體驗から生れた藝術品である。

私は本書を讀んで、敢て江湖にお奨めするは、本書に依つて、本事件の眞相を知り得ると云ふ喜びよりも、また田邊氏の赫々たる戰果を知るよりも、少くとも本書の内容が土木行政を執掌する士の、活きた教訓であると云ふことを強く信じた爲である。が更に現行司法制度の改善と云ふことを、特に痛感したからである。是に付いて私の畏敬する斯道の大家は左の如く述べて居る。

今回の神奈川土木疑獄事件のやうに、被疑者の大部分が其一審に於て無罪となつたことは、田邊君が言つてゐるやうに、検事が空中樓閣的プランの下に其の職權を濫用したものであつて、我が刑事政策上實に遺憾に堪へないのであるが、検事をして此の横暴を爲さしめたに就ては現行制度を再検討する必要がある、即ち豫審制度の問題である。言ふまでもなく豫審は、被告事件を公判に付すべきや否を決定する手續であつて、其の審理は糾問

的に行はれたのであるが、尙豫審判事の自由心證に依つて判断が許されてゐるにも不拘、ことの實際に就て見るときは、豫審判事は検事の言ふが儘に牽制されて、制度本来の使命を果たし得ない實情にあつて、有害無益の制度と言はねばならぬ、國際刑事學協會等に於て豫審制度の廢止が主張されるゝのも當然と言ひ得るであらう。豫審判事が検事に引きづられて本來の役目を果たし得ない事由は、多々あるであらうが、豫審を被疑者の權利を代表して防禦の機會を與へる爲に必要な辯護人の介在を許さないことが、最も重要な原因である。豫審制度が廢止されないものとすれば、豫審を訴訟主義化辨論主義化することが、刑事政策よりする當然の要求と言はねばならぬ。

又検事は犯罪捜査の機關であるに不拘、裁判所とその

事務所を同じくする爲に、低級な検事は裁判官たるの心持を以て被疑者に對することが大きな過を爲さしむる原因と爲つてゐる、故に検事局と裁判所とを分離せしむる

ことが、其の過因を芟除することゝ爲るのである。

又検事の公訴提起後は、豫審判事の取調が検事の夫れと相違せる場合に於ては、検事と判事とが通謀して更に検事をし取調を爲さしむるが如きは、拘留されてゐる被告人としては、遂に検事の言ふが儘に爲らざるを得ない結果と爲るのであるから、公訴提起後に於ける検事の調査を積極的に禁止するの制度を探らなければ、豫審制度の實が斯様にして、私は本書をして空前絶後の快著と叫ぶの所である。因に本書は、横濱市神奈川區六角橋町一〇五、田邊良忠氏へ申込あれば頒布される筈である。

田中好氏  
和田篤憲氏共著  
「東海道」

田中好さんに付いては、私から彼れ是れ言ふ迄もなく、先刻讀者諸君の熟知せらるゝ處、最近は衆議院議員としてまた土木會議々員として多忙に終始して居られる矢先へ、

夙に徳川時代の道路に對する經濟學的研究者としての第一人者、和田篤憲氏との共著で「東海道」が颯爽として飛出して來た。

私の記憶する所に依ると、田中さんが東海道の研究を始めたのは、餘程以前からであつて、道路勃興時代であつた。何でも其の頃盛んに東海道の古書を蒐めて居られて、丸ビルの二階に古籍の即賣會があるから見に行かうとか、巖松堂の書籍部や一誠堂に古い著作があるが、買つて置こうとか云はれた事が屢々あつた。そうして時折本誌にも連載ものとして「東海道行脚」がものされて居つた。これは東海道を路政上から見た交通發達史とも云ふべき研究であつた。

丁度其の頃和田氏が京大の經濟學部の學生か、或は大學院在學中かであつたが、主として經濟政策的な立場から其の交通機關や制度の變遷を中心とした、極めて造詣の深い記事を毎號執筆して居られた。

今度の著述は、恐らく此の當時からの研究を據點とし

て、之を綜合し其の後の幾多の研究と推考とを以つて、改めて叙述せられたものと思ふが、記述の觀點は刻下の非常時局に對處して、此の「東海道」から郷土を觀、祖國を顧みて、眞に國家總動員に應へんことを期し、靈峰富士を通じて、世界に類のない日本精神の傳統を判然と把握し強調して居る。確かに新しい一步であり、特色ある合著である。

本書の内容は、此の兩氏が斯くの如く各々異つた方向から、多年の研究と、實地の踏査に基く眞の日本の姿を多角形的に詳述せられたものであるから、獨り「東海道」の研究としての權威書であるばかりでなく、全國に於ける道路の、軍事上將亦經濟上其の他の研究上の指針を描かれたものであつて、待望の名著と云ふべきである。

だから本書の出現を契機として、更に山陽道、山陰道、或は北陸道と云ふ風に、幾多篤學の士の後續を祈つて止まらない。敢て御奨めする次第である。發行所は東京市小石川區諭訪町五五。好文館書店で定價は貳圓である。

堀江貞男氏著 「地方鐵道企業及運營指針」

堀江さんは、鐵道省の監督局に三十五年間も居られたのである。だから今の地方鐵道法や軌道法なんかは、まるで同氏から見れば子供の様なもので、従つて相當歴史ある此の種の會社でも、氏のハシコが捺されて初めて世に出た譯だ。謂はゞ、我が國現在の地方鐵道や軌道會社の産婆さんの役目の様な形だ。

夫れ丈けに之等の企業を起創經營せんとするが爲には、堀江さんの教授と指導とを得なければ出來上らなかつたと言つても過言ではあるまい。そして氏は常に大局的見地から判断して、實状に即した行政に終始して誤らなかつた。斯様にして現在のレール交通が躍進的に發達して來たのであるが、此の間に於ける氏の努力と研鑽とは、また並大抵のものでなかつたであらうこと感謝したい。

同氏は裏に、多年の経験を基礎として、「地方鐵道指針」なる廣翰なる著述をなされて、斯業經營者の爲に大いに裨

益せられたことが久しかつた。然るに世運の進展と、關係法規の改廢や制度の變遷とに因つて、何時かは之が改訂を爲さるべきものと私は窮屈に期待して居つたのであつた。

偶々先般多年の官界生活を退かるゝに當つて、愈々之が實現を志されたのであつたが、新装されて生れ出て來たものを拜見すると、舊稿は全面的に書き改められたのみか、私共が待望久しつつた、道路政策と分離して考察することの出來ない軌道法をも併記せられて餘す所がない。

殊に記述の目的が、實務家の指針を根本とせられたのであるから、關係當業者は企業の合理化を圖る爲に、此の上もない良書であるばかりでなく、此種行政を監督し、助成する立場の人士も得難い價値ある参考書として、坐右に抱藏することを要する一本であると信じて居る。

のみならずいやしくも、交通に關心を持つ程の人には、何よりも入り易い平明な著書であることを特に附言して、私の本書に対する衷心から氣持の現れの一端としたい。

發行所は東京市澁谷區神泉町。交通研究所で定價五圓。